



電子請求の対応について

スムーズな請求移行のために



電子請求の猶予終了まで約500日となりました

電子請求の猶予(注1)が、2015年3月診療分の請求をもって終了します。

現在、レセコン作成の紙レセプトで請求している場合は、2015年4月診療分からは、「手書き」 もしくは「電子請求」に変更することになります。いずれの方法に変更する場合でも審査支払 機関(社会保険診療報酬支払基金支部、国民健康保険団体連合会)に届出が必要となります。 特に「電子請求」への移行は、最低でも2ヶ月を要するので、ご留意ください。

但し、高齢(注2)や手書きレセプト請求を理由に**免除の届出をしている場合は、2015年4 月診療分以降も現在と同じ方法で請求を続けることができます**。

電子請求猶予の要件

※注1 レセコンがリース中または減価償却期間中(購入)の場合、またはリースや保守点検契約を延長している場合で、電子請求の準備が整うまでレセコン作成の紙レセプトで請求を続けるための届出です。対象のレセコンは、2009年11月25日以前に購入またはリース契約をしたレセコンです。

電子請求免除の要件

①手書きレセプトの場合 ②常勤の歯科医師が全て65歳以上の場合

※注2 65歳の定義は2011年4月1日時点で65歳、常勤の定義は週32時間以上の勤務となります。 常勤の歯科医師がすべて65歳以上を理由に免除の届出をしていたが、その後65歳未満の常勤 者を雇用した場合は、その旨の届出を行い、その月の翌々月から電子請求を行うことになります。

電子請求の普及状況

2013年7月時点での東京の歯科での電子請求の普及率は、医療機関ベースで4796件(44.4%)、請求件数ベースでは、過半数を超えて56.9%となっています。

一方、東京の紙レセプトでの請求の状況は、医療機関ベースで「猶予」(レセコン作成の紙レセプト) が3430件(32.4%)、「手書き」が1539件(14.5%)、「高齢による免除」が819件(7.7%) となっています。

電子請求の普及状況

2013年7月診療分: 医療機関ベース (支払基金より)

| 20.0 1.7312/3(7) | WIN - / (X)AII = 0 - / / | | |
|------------------|--------------------------|----------|----------|
| | オンライン請求 | CD·FD請求 | 全体 |
| 全国 医科 | 51,264 件 | 31,933 件 | 83,197 件 |
| (96,668 件) | 53.0% | 33.0% | 86.1% |
| 全国 調剤 | 51,762 件 | 804 件 | 52,566 件 |
| (55,337 件) | 93.5% | 1.5% | 95.0% |
| 全国 歯科 | 5,744 件 | 29,487 件 | 35,231 件 |
| (71,350 件) | 8.1% | 41.3% | 49.4% |
| 東京 歯科 | 710 件 | 4,086 件 | 4,796 件 |
| (10,804件) | 6.6% | 37.8% | 44.4% |

紙レセプトでの請求の状況

2013年7月診療分:歯科医療機関ベース(支払基金より)

| | 命之註哉 | 猶予届 | 免 除 | | |
|-------|---------|---------------|------|---------|--|
| | 電子請求 | | 高齢 | 手書き | |
| 東京 歯科 | 4,796 件 | 3,430 件 | 819件 | 1,539 件 | |
| 東京・歯科 | 44.4% | 32.4 % | 7.7% | 14.5% | |

電子請求の普及状況

2013年7月診療分:レセプト件数ベース(支払基金より)

| | 請求件数 | | |
|----------------|--------------|--|--|
| 全国 医科 | 42,229,810 件 | | |
| (43,977,498 件) | 96.0% | | |
| 全国調剤 | 25,267,369 件 | | |
| (25,276,042 件) | 99.9% | | |
| 全国 歯科 | 6,218,549 件 | | |
| (10,515,753 件) | 59.1% | | |
| 東京 歯科 | 796,559 件 | | |
| (1,398,793 件) | 56.9% | | |



猶予の届出をしている場合は 「手書き」もしくは「電子請求」への変更が必要です。

猶予の期間は、最長2015年3月診療分までです。4月診療分からは、手書きもしくは電子請求になります。

手書きレセプトでの 請求と決めたら

2015年4月までに審査支払機関 (社会保険診療報酬支払基金支 部、国民健康保険団体連合会) に 附則第7条第1項による届出(様 式第5号)を提出します。





電子請求と決めたら 電子請求には2つの方法があります

電子媒体請求

診療報酬等の請求データを電子媒体で保存し、郵送等により請求する方法。電子媒体は、光ディスク(CD-R)、光ディスク(MO)、フレキシブルディスク(FD)。

※FDは国内製造・販売が中止 のためCD-Rの使用が多い。



| 重 | 具体的事例 | 保険医療機関 | | 審査支払機関(支払基金・国保連合会) |
|-------------|---------------------------------------|------------------------------------|---------------|---|
| 電子媒体請求までの流れ | 2015年3月20日 | 「確認試験依頼書」を提出 | \rightarrow | |
| | 〃 3月31日 | (試験日等の日程調整) | \leftarrow | 確認試験実施連絡書の送付 (試験用のスケジュール等を案内) |
| 調求ま | // 4月10日迄に | ①紙レセプト(本請求用) ②確認用電子レセプの2つ作成し、提出 | \rightarrow | |
| での | // 4月15日迄(| (任意) 確認試験の実施 | | |
| ~ | | | | |
| 流れ | | 試験結果で支障がある場合は、 翌月再度確認試験を実施。 | ← | 確認試験が行われ、以下が状況により通知 ・確認試験結果連絡書 ・審査用出力紙レセプト ・受付エラー連絡書 ・確認試験結果リスト |
| 流れ | // 4月20日 | | ← | ・確認試験結果連絡書 ・審査用出力紙レセプト |
| 流れ | 〃 4月20日 | 翌月再度確認試験を実施。 「光ディスク等を用いた費用の | \rightarrow | ・確認試験結果連絡書 ・審査用出力紙レセプト ・受付エラー連絡書 ・確認試験結果リスト |

オンライン請求

医療機関等と審査支払 機関をネットワーク回線 で結び、診療報酬等の請 求データをオンラインで 請求する方法です。



| ォ | 具体的事例 | 保険医療機関 | | 審査支払機関(支払基金・国保連合会) |
|----------|------------------------|--|---------------|-----------------------------------|
| つフライン請求ま | 2015年3月20日 | 「電子情報処理組織の使用による費用の 請求に関する届出」を提出 ※「電子証明書発行依頼書」は支払基金のみ提出 | \rightarrow | |
| | 〃 4月12日~15日 | | ← | 支払基金から送信用ソフト (無償) などの設定ツール等を送る |
| で | 支払基金 " 4月15日~月末 | 送信用ソフトをオンライン請求用 パソコンにインストール | | |
| の流れ | 国保連合会 // 4月15日~ 25日 | (任意)確認試験の実施 | | |

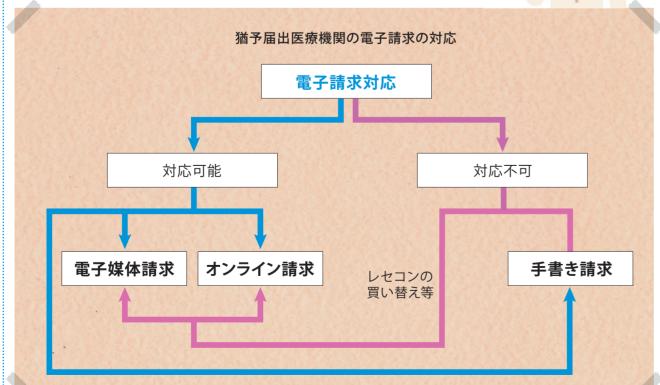
2015年4月診療分の請求から、オンライン請求開始

電子媒体による電子請求と同様に、順調に進んでも、請求開始月の前々月20日までに届出書の提出が必要です。

今すべきことは

自院のレセコンが電子請求に対応しているか否かを レセコンメーカーに確認することが第一歩です。

- ①電子請求に対応していない場合は、バージョンアップで対応が可能なのか、買い替 えが必要なのかを確認する。
- ②自院の状況より電子請求に移行すべきか手書きに戻すかを判断する。
- ③電子請求を選択した場合は、CDなどの電子媒体での請求とするかオンライン請求とするかを判断する。



協会に寄せられた 相談では

- (1) 電子請求を開始した後に、手書きに戻すことはできますか?
- A 電子請求を開始した後に「手書き」へ変更することは可能です。それは、2015年4月以降でも同様です。
 - 2014年1月にレセコンの リース契約が終了する。再 リース契約を結ぶ予定だ が、猶予の延長は可能か?
 - A 2015年3月診療分までは、再リース契約や保守点検契約の延長を行った場合は猶予延長の届出をすることができます。但し、再リースや保守点検契約中であっても2015年3月診療分を以て、猶予は終了となります。



まずは、ご使用のレセコンメーカー担当者 または協会 (03-3205-2999) にご相談ください